

62 『女科證治準繩』における鍼灸条文の典拠について

田中利江子

日本鍼灸研究会

『證治準繩』は明の王肯堂(1549~1613)の著した医学全書である。『六科證治準繩』とも称され、『雜病證治準繩』8巻(1602年)、『雜病證治類方』8巻(1602年)、『傷寒證治準繩』8巻(1604年)、『瘍医證治準繩』6巻(1608年)、『幼科證治準繩』9巻(1607年)、『女科證治準繩』5巻(1607年)の6書より成る。構成は各病證ごとに歴代の医家の治験、病因、病證、脈證、処方など記述する体裁を採る。また、治法は湯液を中心とするが、その中には鍼灸に関する記述も散見する。本書の刊本は数多いが、近年の通行本は、上海科学技術出版社影印明万歴刊本や、『四庫全書』所収本などである。

『女科證治準繩』は産婦人科専門書で、第1巻は治法通論と調經門、第2・3巻は雜證門、第4巻は胎前門、第5巻は産後門から構成されている。以下、本書における鍼灸条文の調査では、底本に上海科学技術出版社、1995年を使用した。

条文

『女科證治準繩』所収の鍼灸条文は全82条文で、病證別に分類すると、経候13条、経閉9条、血崩8条、赤白18条、逐月養胎法9条、吐血衄血咳唾血4条、胎自墮2条、催生法6条、胞衣不下3条、血量4条、吐逆1条、大小便不通1条、陰脱玉門不閉4条である。

典拠

『女科證治準繩』における典拠の表記は、『千金』や『標幽』などを除けば、多くは一字を四角囲いすることによって略記されている。その内訳は、『甲』12条、『心』11条、「北齐名医徐之才」9条、『東』8条、『集』5条、『摘』3条、『桑』3条、『玉』3条、『垣』3条、『標幽』2条、『婁』1条、『撮』1条、『世』1条、『千金』1条、『良』1条、『海』1条、『薛』1条、「張文仲」1条「鹿茸丸」1条、典拠不明記14条となっている。ただし、それらの実際の出典は表記とは異なり、『医学綱目』51条、『千金方』9条、『普济方』1条、『普济方』(また『外台秘要方』にも同条文あり。いずれからの引用か不明。以下丸括弧内も同じ)4条、『婦人大全良方』2条、『婦人大全良方』(または『鍼灸資生経』)1条、『婦人大全良方』(または『普济方』)1条、『薛氏医案』(または『赤水玄珠』)2条、『玉機微義』1条、『名医類案』1条、『蘭室秘蔵』1条、典拠不明8条であった。これらを病證と照合すると、経候5条、血崩3条、赤白6条、逐月養胎法9条以外の病證は全て『医学綱目』を典拠としている。『医学綱目』以外の23条の内訳は、経候では『婦人大全良方』2条、『薛氏医案』(または『赤水玄珠』)1条、『玉機微義』1条、『名医類案』1条、血崩では『婦人大全良方』(または『鍼灸資生経』)1条、『蘭室秘蔵』1条、『普济方』1条、赤白帯下では『普济方』(または『外台秘要方』)4条、『婦人大全良方』(または『普济方』)1条、『薛氏医案』(または『赤水玄珠』)1条、そして逐月養胎法9条は全て『千金方』を典拠としている。

結語

『女科證治準繩』の鍼灸条文においては、多くの典拠が列記され、また典拠の中心は宋以前の婦人科関係を整理編纂した『婦人大全良方』(1237年。宋・陳自明撰)と見なされることが多いが、鍼灸条文に限って言えば、その6割が『医学綱目』を出典としている。また『医学綱目』(1380年。明・楼英撰)を始め、『玉機微義』(1396年。明・劉純撰)、『普济方』(1406年。明・周定王撰)、『薛氏医案』(1559年。明・薛己撰)、『名医類案』(1549年。明・江瓘)、『赤水玄珠』(1584年。明・孫一奎撰)など、その多くが明代のものである。